

報告書等の種別・根拠法令	備 考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理） 定期点検報告書（写） ※1【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。 ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付の省略可。
防火対象物（防災管理） 点検報告特例認定通知書（写） ※2【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付の省略可
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録票を添付する。 ただし、消防本部等が記録表を確認済みの場合は添付の省略可	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防本部等が記録表を確認済みの場合は添付の省略可
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付すること。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものをすべて添付すること。
その他消防本部等が必要と認める書類	（例）点検報告の不備事項の改修状況 自衛消防訓練の記録や自主点検記録 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書	

- ※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合
- ※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合